

法制審議会民法(相続関係)部会第9回会議提出資料

相続預金に関する各国法令・制度

平成28年1月19日

三井住友銀行 法務部
浅田 隆

結論

- フランス、ドイツ、米国においては、相続預金の権利者や払戻可能額について債務者たる金融機関が独自に判断せねばならないということはなく、わが国の相続預金についての判例法理のように、債務者(金融機関)と相続人の双方に負担を強いるものではないと考えられる。
- 韓国では、当然分割を採用する判例法理の下、金融機関は相続人と相続分を判断するリスクにさらされ、原則として相続人全員での払戻請求を求めており、相続人からの訴訟も多いなど、日本と類似した状況にある。

なお、本資料は、下記参考文献の各論文から、本部会における議論に参考になるとと思われる部分を抜粋、整理して紹介するものである。

参考文献

- 金融法務事情2030号の特集「これからの相続預金を考える」に掲載の下記論文
 - デヴィル・ドゥサール「フランスにおける相続預金の法制度および実務」
 - 中田朋子「米国における相続預金の法制度および実務 - 遺言代用商品の発展 - 」
 - 李松昊 / 慶紋瑄 / 洪廷昊「韓国における相続預金の法制度および実務」
- 藤原正則「ドイツにおける相続預金の法制度および実務」(金法掲載予定)

特に参考になると思われる法令・制度(1)

乙案に類似した 法令・制度

相続人による個別の権利行使が制限されるという趣旨である。

フランス 公証人管理の下での預金払戻し・分配

- 公証人の関与率は、公証人が不要な相続であっても88%にのぼる。

CNIL(独立行政機関「情報処理と自由に関する国家委員会」)に対し銀行口座の全国登録簿調査を依頼し被相続人の口座を特定する。

銀行に対して死亡証明書等を送付すると、銀行により被相続人の口座は凍結される。

銀行は被相続人の金融資産(負債も含む)のリストを作成し、公証人に報告する。

公証人は銀行へ支払を指図し、銀行は指図に応じて支払う。

ドイツ 裁判所が発行する公信力ある相続証書に基づく預金払戻し

金銭債権も相続人間の合有におかれるから、単独での権利行使は一般に困難である。

遺産裁判所が相続証書を発行。相続証書には公信力がある(遺言執行者があるときは、遺言執行証)。

相続人は相続証書を示して銀行に払戻しを請求する(相続証書に記載された権利者に弁済したときは、債務者は免責される)。

持続代理・死後代理が定められていれば、銀行は代理人に対する払戻しも可能である。

連帯債権口座も活用されている(生存する口座所持人への払戻しが可能)。

米国

プロバイト制度と、裁判所が発行した権限証明書(letters)をもった人格代表者(personal representative)にする預金払戻し

➡ 上記の各国では、預金債務者たる金融機関が相続預金等を払い戻すにあたり、調査義務を負わないものと考えられる。

特に参考になると思われる法令・制度(2)

乙案の下での仮払い制度への示唆

フランスの少額(5,000ユーロ)払戻制度

フランスでは公証人の関与が一般的であるが、少額の遺産については、公証人の関与を要せずに、銀行口座の払戻しが可能である。

- ① 被相続人の口座から民法に定める保全措置に関する支払を行うこと
 - 被相続人の直系親族たる相続人
 - 被相続人の葬儀費用、最終医療費、被相続人に対する税金、賃料及び早急に支払われべきその他の相続債務で、総額で5,000ユーロを超えない範囲の支払が対象
 - 請求書、葬儀の注文書または納税通知書の提出が求められる
- ② 特定の銀行に保有される被相続人口座の資金総額が5,000ユーロ以下の場合の解約
 - 被相続人の直系親族たる相続人
 - 被相続人の銀行口座を解約し、払戻しを受けることができる
- ③ 保全措置のために被相続人の口座から支払を受けまたは口座を解約するために銀行に提出すべき資料は法定されている

乙案の下でも、仮払い制度が法定されていれば、被相続人が本来負担すべき費用の回収や、相続人の生活保障を図ることは可能であるし、必ずしも裁判所の関与が必要とまではいえないのではないか。

特に参考になると思われる法令・制度(3)

債務者(金融機関)保護規定

米国のノンプロベイト法制における金融機関保護規定

- 統一プロベイト法典(UPC)において、当事者間の権利関係とは意図的に分けて、別の条文で、金融機関の保護規定が置かれている。
- これにより、金融機関が顧客のニーズにあった金融商品を安心して提供できるようになった。今日、金融資産のほとんどは、ノンプロベイトで移転しているといっている。
- UPC、ニューヨーク州N.Y. Estates, Powers & Trusts Law、ニューヨーク州銀行法、カリフォルニア州California Probate Codeなどにノンプロベイトに関する金融機関保護規定が置かれている。

➡ 金融機関(債務者)保護規定により、相続人に対する円滑な払戻しが実現する。